

①

取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

| | | | | |
|------|---|---|-----|--|
| 事業年度 | ・ | ・ | 法人名 | |
|------|---|---|-----|--|

御注意

租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

| | | | | | | | |
|-------------------------------------|---|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 資産区分 | 種類 | 1 | | | | | |
| | 用途 | 2 | | | | | |
| | 細目 | 3 | | | | | |
| | 事業の用に供した年月 | 4 | | | | | |
| 取得価額 | 取得価額又は製作価額 | 5 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 圧縮記帳による引当金又は積立金計上額 | 6 | | | | | |
| | 差引改定取得価額 (5)-(6) | 7 | | | | | |
| 帳簿価額 | 期末現在の帳簿価額 | 8 | | | | | |
| | 期末現在の引当金等の金額 | 9 | | | | | |
| | 引当金等の期中取崩額 | 10 | | | | | |
| | 改定帳簿価額 ((8)-(9)-(10)) | 11 | | | | | |
| 定率法の基礎となる償却額 | 定額法による償却額 (7)-(7)の $\frac{10}{100}$ の相当額 | 12 | | | | | |
| | 改定帳簿価額 (11) | 13 | | | | | |
| | 当期償却額 | 14 | | | | | |
| | 前期から繰り越した償却超過額 | 15 | | | | | |
| | 前期から繰り越した償却不足額又は合併等特別償却不足額 | 16 | | | | | |
| 差引計 ((13)+(14)+(15)-(16)) | 17 | | | | | | |
| 耐用年数 | 18 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | |
| 当期特別償却限度額 | 償却率 | 19 | | | | | |
| | 算出償却額 ((12)又は(17))×(19) | 20 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 償却限度額 | 特別償却限度額 | 21 | (外) | (外) | (外) | (外) | (外) |
| | 前期から繰り越した償却不足額又は合併等特別償却不足額 | 22 | | | | | |
| | 合計 ((20)+(21)+(22)) | 23 | | | | | |
| 当期償却可能限度額 | 取得価額の百分の $(7) \times \frac{50}{100}$ 相当額 | 24 | | | | | |
| | 当期償却可能限度額 | 25 | | | | | |
| | 当期の通常償却限度額 ((23)又は(25)のうち少ない金額) | 26 | | | | | |
| | 取り替えた新たな資産に係る損金算入額 | 27 | | | | | |
| 当期償却額 | 償却限度額 ((26)+(27)) | 28 | | | | | |
| | 当期償却額 | 29 | | | | | |
| 償却超過額 | 償却不足額 ((28)-(29)) | 30 | | | | | |
| | 償却超過額 (29)-(28) | 31 | | | | | |
| 償却不足額 | 前期からの繰越額 | 32 | | | | | |
| | 当期償却不足によるもの | 償却不足によるもの | 33 | | | | |
| | | 引当金等取崩しによるもの | 34 | | | | |
| | 差引合計翌期への繰越額 ((31)+(32)-(33)-(34)) | 35 | | | | | |
| 償却不足額 | 翌期に繰り越すべき償却不足額 (((30)-(33))と((21)+(22)のうち少ない金額) | 36 | | | | | |
| | 当期において切り捨てる償却不足額又は合併等特別償却不足額 | 37 | | | | | |
| | 差引翌期への繰越額 (36)-(37) | 38 | | | | | |
| 併合等特別償却不足額 | 翌期への繰越額の内訳 | 39 | 平 | 平 | 平 | 平 | 平 |
| | 当期分不足額 | 40 | | | | | |
| 併合等特別償却不足額 ((30)-(33))と(21)のうち少ない金額 | 41 | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |

別表十六(四)の記載の仕方

1 この明細書は、法人が取替資産について取替法により償却額を計算する場合に記載します。

この場合、措置法又は震災特例法による特別償却を行うものについても、この明細書により記載しますので、御注意ください。

なお、措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を別紙に記載し、添付してください。

2 この明細書は、「法人税申告書の記載の手引」の別表十六(一)又は別表十六(二)の相当欄に準じて記載するほか、次により記載します。

(1) 減価償却に関する明細書の提出について、令第63条第2項(減価償却に関する明細書の添付)の規定による合計表による場合にもこの表の書式により記載します。この場合、その記載に当たっては、「用途2」から「事業の用に供した年月4」まで、「期末現在の帳簿価額8」から「引当金等の期中取崩額10」まで、「改定帳簿価額13」から「前期から繰り越した償却不足額16」まで、「耐用年数18」、「償却率19」、「翌期への繰越額の内訳」の「39」及び「40」の各欄の記載を要しません。

(注) 特別償却の対象となった減価償却資産については、措置法第46条(経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却)及び第46条の2(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)の適用を受けるものを除き、合計表によることはできませんので御注意ください。

(2) 「定率法による償却額計算の基礎となる金額」の「当期償却額14」には、「当期償却額29」の金額から「取り替えた新たな資産に係る損金算入額27」の金額を控除した金額を記載します。

(3) 「償却率19」には、耐用年数省令別表第九に掲げる償却率(耐用年数省令第4条第2項(事業年度が1年未満の場合の償却率)の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により計算した償却率)を記載

します。なお、耐用年数省令第4条第2項の規定により計算した定額法の償却率は、小数点以下3位未満の端数は切上げます。

(4) 「当期分の償却限度額」の各欄は、次により記載します。

イ 「算出償却額20」には、「定額法による償却額計算の基礎となる金額12」の金額又は「定率法による償却額計算の基礎となる金額」の「差引計17」の金額に償却率を乗じた金額を記載しますが、当期の途中で事業の用に供した新たな取替資産については、更にその金額の事業の用に供した日以後の月数(1月未満の端数は、切り上げます。)を乗じ、これを当期の月数で除した金額を記載します。

ロ 「特別償却限度額21」には、措置法又は震災特例法の規定による特別償却の適用を受けようとする場合に記載します。なお、かつこ内にはその特別償却の割合を記載し、外書には措置法第52条の3(準備金方式による特別償却)(震災特例法第17条第5項又は第18条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)の規定により特別償却準備金として積み立てるときは、その積立てに係る特別償却限度額を記載します。なお、この外書の金額は、別表十六(七)「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」の「積立限度額」の「当期の特別償却限度額3」へ移記します。

ハ 「取り替えた新たな資産に係る損金算入額27」には、当期において使用に耐えられなくなったため取り替えた新たな取替資産の取得価額で損金の額に算入した金額を記載します。

(5) 「前期からの繰越額32」には、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により移転を受けた減価償却資産について法第31条第5項(減価償却資産の償却超過額の計算)に規定する満たない部分の金額がある場合は、当該満たない部分の金額を外書します。